

おののらく
公益信託 大野良久記念老人福祉基金
2023 年度 募集要項

1. 趣 旨

この公益信託は、故大野良久様のご意思により、平成 5 年 3 月 25 日に設定されたものです。
この公益信託は、愛知県内の老人介護等のボランティア活動、老人の在宅福祉の向上を図る事業及び老人福祉施設における先駆的な事業等に対して支援及び助成を行うことを目的としています。

2 助成の対象となる事業

- (1) 老人の介護等のボランティア活動
- (2) 老人の在宅福祉の向上を図る事業
- (3) 老人福祉施設における先駆的な事業

(※施設の本来業務（介護保険に関連した事業）は対象外、対象となるのは「地域における公益的取り組み」に関連したものとします。)

- (4) その他この公益信託の目的を達成するために必要な事業

3 助成先及び助成金額

- (1) 助成先

前項に掲げる事業を行う民間の団体及び施設

- (2) 助成金額

1 件 100 万円以内 5 件程度

但し、助成金額は事業総額の 90%以内（自己資金等 10%以上）とします。

4 応募方法

助成を希望する施設又は団体は、所定の「助成金申込書」と以下の書類を同封のうえ、2023 年 5 月 27 日（当日消印有効）までに、事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ）宛申し込みください。

尚、申請書用紙は三井住友信託銀行のホームページの公益信託のページ（後記参照）からもダウンロードできます。A4 サイズでご使用ください。

又、申請書用紙は様式が同一であればパソコン等で作成しても結構です。

- ・団体の概要が分かる資料（例：定款、会則等）
- ・直近の収支決算報告書
- ・申請物件の見積書・カタログ・資料等

（見積費用面で許す限りまずは地元業者の利用をご検討ください）

5 選考方法

この公益信託に設置している有識者、社会福祉関係者による運営委員会において、助成先を選考します。

但し、以下に関しては助成**対象外**とします。

(1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業に係る費用

(2) 毎年継続的に発生する経費

(3) 営利を目的とした団体からの応募

また、以下に関しては優先順位を低く考えます。

- (1) 過去3年間にこの公益信託の助成を受けた団体及び施設からの応募
- (2) 基本財産または消費的支出にあたる物品
- (3) 申請事業以外にも汎用的に利用できる物品（自動車・パソコン等）の購入

一方、以下に関しては優先順位を高く考えます。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業以外で、有意義な事業に必要な物品
- (2) 先駆的な事業を始めるにあたって必要な物品
- (3) 地域で住民が参加して助け合う活動に必要な物品
- (4) 他の地域には見られないような、先駆的な活動に関する物品
- (5) 社会福祉法人の社会貢献事業や介護保険の総合事業での新たなサービス作りのための費用

6 選考結果通知・助成金交付

この公益信託の事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部）から、2023年7月末までを目処に、選考結果を各応募者に文書で通知します。（運営委員会の開催日程によって8月になる場合もあります。）

助成金は、通知後およそ1ヶ月以内に交付（指定の振込先に送金）します。

7 報 告

助成金を受けた施設及び団体は、その活用結果を2024年3月末日までにこの公益信託の事務局宛所定の用紙にて報告いただきます。

また、活動内容等については、次年度以降の募集の際ご紹介させていただくことがございます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

大野良久記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

（※）公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。